

令和 8 年度 第 2 回

立木公売

日 時 令和8年7月28日 (火)

入札開始 午前 10時 30分

締 切 午前 10時 35分

場 所 会津森林管理署 入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

会 津 森 林 管 理 署

〒965-8550 会津若松市追手町 5番 22号

TEL 0242 (27) 3270 ・FAX 0242 (27) 3272

公 売 公 告

令和8年6月26日

分任契約担当官

会津森林管理署長 高橋 律雄

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和8年7月28日（火）

入札開始10時30分

締切 10時35分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

会津森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒965-8550

福島県会津若松市追手町5番22号 会津森林管理署

(2) 到着期限 7月27日（月） 17時00必着。

上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（主伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

ん。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は令和８年８月４日（月）までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

12 代金の延納

（１）１件の売払契約代金が１５０万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和２４年法律第１７６号）の定めるところに

より認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を会津森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を会津森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
 - ア 販売物件明細書：会津森林管理署又は会津森林管理署ホームページで閲覧して下さい。
 - イ 契約書（案）：会津森林管理署で閲覧して下さい。
会津森林管理署のホームページアドレス
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/aizu/index.html>
- (2) 各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
 - エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>
ホームページを閲覧できない方は、会津森林管理署業務グループ（経営担当）

へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け福島県農林水産部部長通知）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し0.50 μ Sv/h以下であること、また、0.50 μ Sv/h超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が6,400Bq/kg以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙4に示すとおりです。
- (5) 適格請求書（インボイス）の交付について
 - ア 国は適格請求書発行事業者です。
 - イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。
 - ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙5-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙5-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

会津森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 0242-27-3270 FAX 番号0242-27-3272

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
会津森林管理署長
高橋 律雄 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等に委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
会津森林管理署長
高橋 律雄 殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

会津森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線率

物件番号	①空間線量率 (μ Sv/h)	②樹皮の放射性 物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備 考
1	0.08	—	R7.5.7	72す1林小班(伐区1・2) 2.16 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
2	0.05	—	R7.11.11	378り林小班 2.07 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.05	—	R7.11.11	378ぬ林小班 1.86 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
3	0.10	—	R7.9.4	386つ林小班 2.88 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.10	—	R8.4.8	386て林小班 2.84 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
4	0.07	—	R7.9.16	548ぬ1林小班 5.46 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)
5	0.06	—	R7.7.9	548よ1林小班 1.76 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.07	—	R7.8.19	548つ1林小班 3.64 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
6	0.07	—	R7.9.19	548そ3林小班 0.08 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.07	—	R7.10.7	548そ4林小班 1.12 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.06	—	R7.9.19	548そ6林小班 0.30 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
7	0.10	—	R7.10.14	長瀬官行造林5い林小班 12.79 ha 測定点数 13 点 (空間線量率)
	0.10	—	R7.10.14	長瀬官行造林5に林小班 4.92 ha 測定点数 5 点 (空間線量率)

売買代金明細書

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

T8000012050001
会津森林管理署

売買契約年月日 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所 (分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等)

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1, 3, 6号物件（分収無し）	10.00%
2, 5号物件（分収造林）	10.00%
4号物件（分収造林）	2.00%
7号物件（官行造林）	10.00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

入札物件一覧表(令和8年度第2回立木公売)

物件番号	森林事務所	物件所在地			林齢(約)	保安林指定	伐採種	樹種	面積(ha)	数量		備考
		市町村	国有林(官行造林地)	林小班						本数(本)	材積(m ³)	
1	湯野上	会津美里町	小西沢山	72す1(I)	69	有	皆伐	カラマツ外	1.73	1,562	815.53	標準地調査
				72す1(II)	69	有	皆伐	アカマツ外	0.43	280	120.37	
				合計				2.16	1,842	935.90		
2	檜原(小野川)	北塩原村	高層根	378り	74	無	皆伐	スギ外	2.07	1,300	1,350.40	部分林 標準地調査
				378ぬ	68	無	皆伐	スギ外	1.86	1,496	634.88	
				合計				3.93	2,796	1,985.28		
3	喜多方	喜多方市	光林	386つ	71	無	皆伐	スギ外	2.88	2,557	1,792.87	標準地調査
				386て(I)	61	無	皆伐	スギ外	1.56	1,167	1,143.44	
				386て(II)	61	無	皆伐	スギ外	1.28	1,056	858.56	
				合計				5.72	4,780	3,794.87		
4	川口(坂下)	金山町	水沼・惣山	548ぬ1	44	無	間伐	スギ	5.46	1,286	676.12	部分林
5	川口(坂下)	金山町	水沼・惣山	548よ1	45	無	間伐	スギ	1.76	483	270.31	部分林
			上山口	548つ1	45	無	間伐	スギ	3.64	676	575.45	
			合計				5.40	1,159	845.76			
6	川口(坂下)	金山町	上山口	548そ3	49	無	間伐	スギ	0.08	23	8.88	
	川口(坂下)	金山町	上山口	548そ4	52	無	間伐	スギ	1.12	282	182.62	
	川口(坂下)	金山町	上山口	548そ6	50	無	間伐	スギ	0.30	49	33.28	
	合計				1.50	354	224.78					
7	猪苗代	猪苗代町	長瀬官造	5い	67	無	皆伐	カラマツ外	12.79	11,199	7,026.12	官行造林 標準地調査
				5に	67	無	皆伐	カラマツ外	4.92	4,304	2,702.80	
				合計				17.71	15,503	9,728.92		

特約事項【R8年度 第2回 立木販売】

1. 労働安全に留意し、作業制限等を遵守の上、作業を実施してください。万が一事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所及び会津森林管理署に連絡してください。また、事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」を提出してください。事業終了前には管轄する森林官等と現地確認を行ってください。なお、伐採・搬出の着手は、森林管理署長等による事業計画書の承認後となります。
2. 買受けた物件の対象木については、全て伐倒・搬出して下さい。特別な事情により立木を残す場合は、森林官等と協議下さい。契約対象外の立木は損傷の無いよう保護に努めて下さい。なお、販売区域外の周囲立木には原則として赤い 2 本の横線が標示しており、間伐の場合は全調査木根際に山極印による極印及び伐採木の胸高にテープが巻かれているのでご留意下さい。
3. 作業時は労働安全衛生に十分配慮し、作業制限等遵守のうえ作業を実施してください。万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び当署に連絡して下さい。
4. 物件の搬出については、搬出する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札して下さい。また、伐採搬出作業に当たっての国有林以外の民有地などの利用については、買受者において土地の使用承諾を得て下さい。道路等の破損があった際は土地管轄者等と協議のうえ、適切に対処して下さい。
5. 伐採搬出作業に当たって、国有林及び民有林の境界に埋設してある「境界標」を損傷しないよう十分注意して下さい。万一、不注意により損傷した場合には買受者の負担で復元していただきます。
6. 搬出路作設については、別紙「特約事項【立木販売】(標準例)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりとなります。搬出路に水切り等の排水設備を整備し、泥水等が直接沢や公道に流れ込まないようにして下さい。土場跡地についても末木枝条、残材等を沢や土場に放置しないで整正願います。水道施設等が隣接地にある場合には、破損しないよう細心の注意を払ってご対応願います。

また、「国有林野における林地保全に配慮した生産販売事業の推進について」により次の(1)から(3)を遵守していただくこととなります。

 - (1) 買受人は、別紙「主伐時における伐採・搬出指針」(3 の①及び⑤を除く)を遵守しなければならない。
 - (2) 買受人は、別紙に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出しその確認を受けなければならない。
 - (3) 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。
7. 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、支障木の調査及び手続きに時間を要することから、予め余裕をもって管轄森林事務所に申し出て下さい。また、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振込証書の写しを森林管理署に提出のうえ、作業に着手して下さい。
8. 売払番号1～3号及び7号の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。

入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。

9. 本物件2号、4号～5号は「部分林」、7号は「官行造林」のため収益分収となります。国の持分については、国の発行する納入告知書により納入し、部分林契約者及び官行造林契約者の持分については、契約代表者の金融機関の指定口座へ振込もしくは契約代表者より発行される納入通知書による納入となります。なお、振込手数料は買受者の負担となります。
10. 物件によっては既に他社や民有地所有者が利用している林道等があります。施業に伴い利用する場合はお互いに綿密に調整のうえ利用するようお願いします。
11. 物件によっては同じ林道や作業道を使用する場合があります。事業時期の調整は買受者同士で行うようお願いいたします。また、それによりいかなる損害があった場合も国に請求できないものとして扱います。
12. その他物件においても既に他社や民有地所有者が利用している林道等があります。施業に伴い利用する場合はお互いに綿密に調整のうえ利用するようお願いします。
13. 買受人は林野火災予防の取組として以下の措置を講じ、作業に従事するすべての作業員に対して周知徹底するようお願いします。
 - ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での下記の使用を禁止とすること。
 - ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網場を優先的に指定することと、作業中の喫煙を厳禁とすること。
 - ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底したうえで、吸い殻は必ず持ち帰ること。
 - ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
14. 当公売における全物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定されています。集材路(森林作業道を含む。)、土場等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処置を行う場合は、買受人が工事主として県知事等への許可申請または届出を行ってください。
15. 2号物件について、林内及び周辺に歩道(米沢街道)が設置されております。この歩道については横断等を含め作業道として一切使用できないことから現地熟覧のうえ入札をお願いいたします。

※その他、現地案内の際に説明する事項や、森林管理署長が指示する事項についても、遵守していただきます。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者： _____

売買物件の所在地： _____

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採区域の確認</p> <p>① 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。</p> <p>② 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。</p> <p>③ 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	
<p>(2) 林地保全に配慮した集材施設の設計</p> <p>① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路により林地の崩壊を引き起こす恐れがある場合等は、架線集材とする。</p> <p>② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。</p> <p>③ 集材路の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。</p> <p>④ 集材路は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。</p> <p>⑤ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を經由することも検討し、森林官等と協議を行う。</p> <p>⑥ 集材路・土場は、人家等重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。やむを得ず作設する場合は、重要な保全対象の上方に必要な応じて丸太柵工等を設置する。なお、集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。</p> <p>⑦ 集材路のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。</p> <p>⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。</p> <p>⑨ 集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。</p>	
<p>(3) 林地保全に配慮した集材路・土場の施工</p> <p>① ①集材路の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路の幅及び土場の広さを必要最小限にする。</p> <p>② 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>③ 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>④ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>⑤ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑥ 洗い越し施工では、横断箇所でも路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑦ 曲線部では上部入口手前で排水する。</p> <p>⑧ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきや植生マット等を設置する。</p> <p>⑨ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。</p> <p>⑩ 切土または盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>⑪ 切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>⑫ 切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準）。</p> <p>⑬ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑭ 盛土のり面勾配は概ね1割より緩くすることとし、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くする。</p> <p>⑮ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	
<p>(4) 作業実行上の配慮</p> <p>① 集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	
<p>(5) 事業中・実施後の整理</p> <p>① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。</p> <p>② 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>③ 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>④ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>⑤ 枝条等が溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。</p> <p>⑥ 集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。</p> <p>⑦ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑧ 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。</p>	
<p>(6) 生物多様性への配慮</p> <p>① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。</p> <p>② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。</p>	

特約事項【立木販売】（標準例） （伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の（1）及び（5）は適用しない。
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - （1）買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する10日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、会津森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - （2）事業計画書には、森林作業道、集材路および土場の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - （3）買受人は（1）で承認を受けた森林作業道、集材路及び土場の路網計画を変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、会津森林管理署長等に提出し、その承認を受けること。
 - （4）買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、会津森林管理署長の承認を受けた後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道、集材路および土場を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - （1）路網
 - ア 配置
 - （ア）路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。
 - イ 幅員
幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - ウ 勾配・排水
縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業

を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。森林作業道の場合は必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工を実施する。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、森林作業道で緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度を持たせる。森林作業道の場合は構造物の設置も検討する。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

路網に構造物を設置する場合には森林作業道として作設する。構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

集材路、土場は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、森林官に報告し、指示を受ける。

（４）その他

ア 表土、根株の扱い（森林作業道の場合のみ）

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケツ等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時、事業時に設置した横断排水施設等を再度確認し、洗堀や土砂の流出を防ぐため補修や追加の排水処理を行う。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、「主伐時における伐採・搬出指針」及び「森林作業道作設指針」によることを基本とする。

- 4 会津森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は会津森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

現地案内について

令和8年6月26日施行の第2回立木資格付一般競争入札の現地案内を下記の日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集下さい。

記

現地案内日程

売払番号	案内日時	集合場所	案内者
1	令和8年7月10日(金) 9時30分 集合	湯野上森林事務所	森林官 柳澤 賢志 090-9678-2579
2	令和8年7月14日(火) 9時30分 集合	北塩原村役場	主任森林整備官 吉澤 和弥 090-9678-2495
3	令和8年7月13日(月) 9時30分 集合	喜多方森林事務所	主任森林整備官 仁平 明彦 090-9678-2447
4~6	令和8年7月16日(木) 9時30分 集合	坂下森林事務所	首席森林官 小島 一夫 090-4967-9986
7	令和8年7月9日(木) 9時30分 集合	猪苗代森林事務所	首席森林官 永町 博満 090-9678-2502

※現地案内等について、お尋ねの点がございましたら下記の連絡先にお問い合わせいたします。

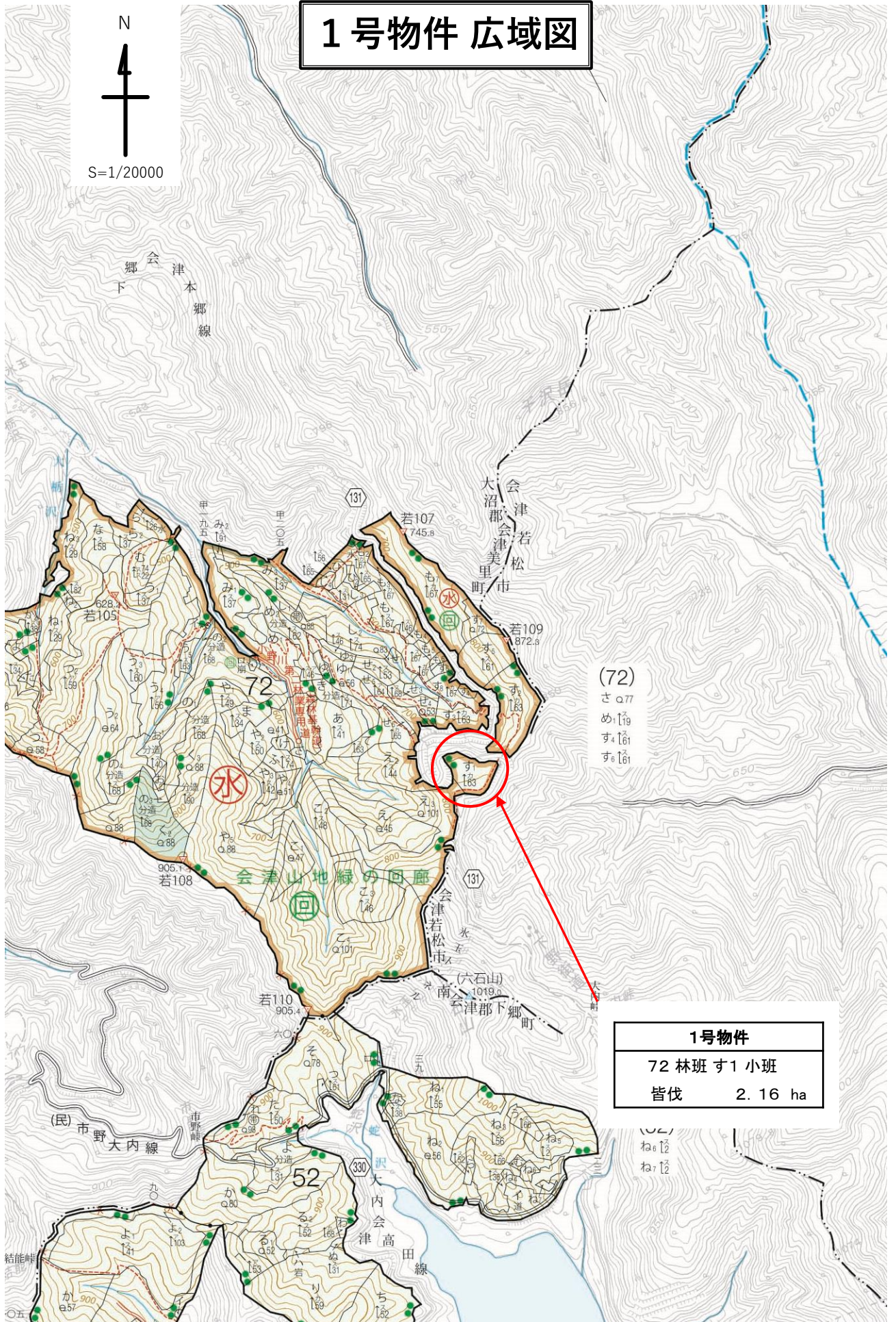
連絡先

会津森林管理署	会津若松市追手町5-22 Tel 0242-27-3270
湊森林事務所	会津若松市湊町大字共和字西田面510 Tel 0242-93-2012
湯野上森林事務所	南会津郡下郷町大字弥五島字中原759-6 Tel 0241-69-1542
喜多方森林事務所	喜多方市字西四ツ谷21 Tel 0241-22-1228
小野川森林事務所	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093-496 Tel 0241-32-2242
坂下森林事務所	河沼郡会津坂下町字小川原987-3 Tel 0242-83-3213

1号物件 広域図



S=1/20000

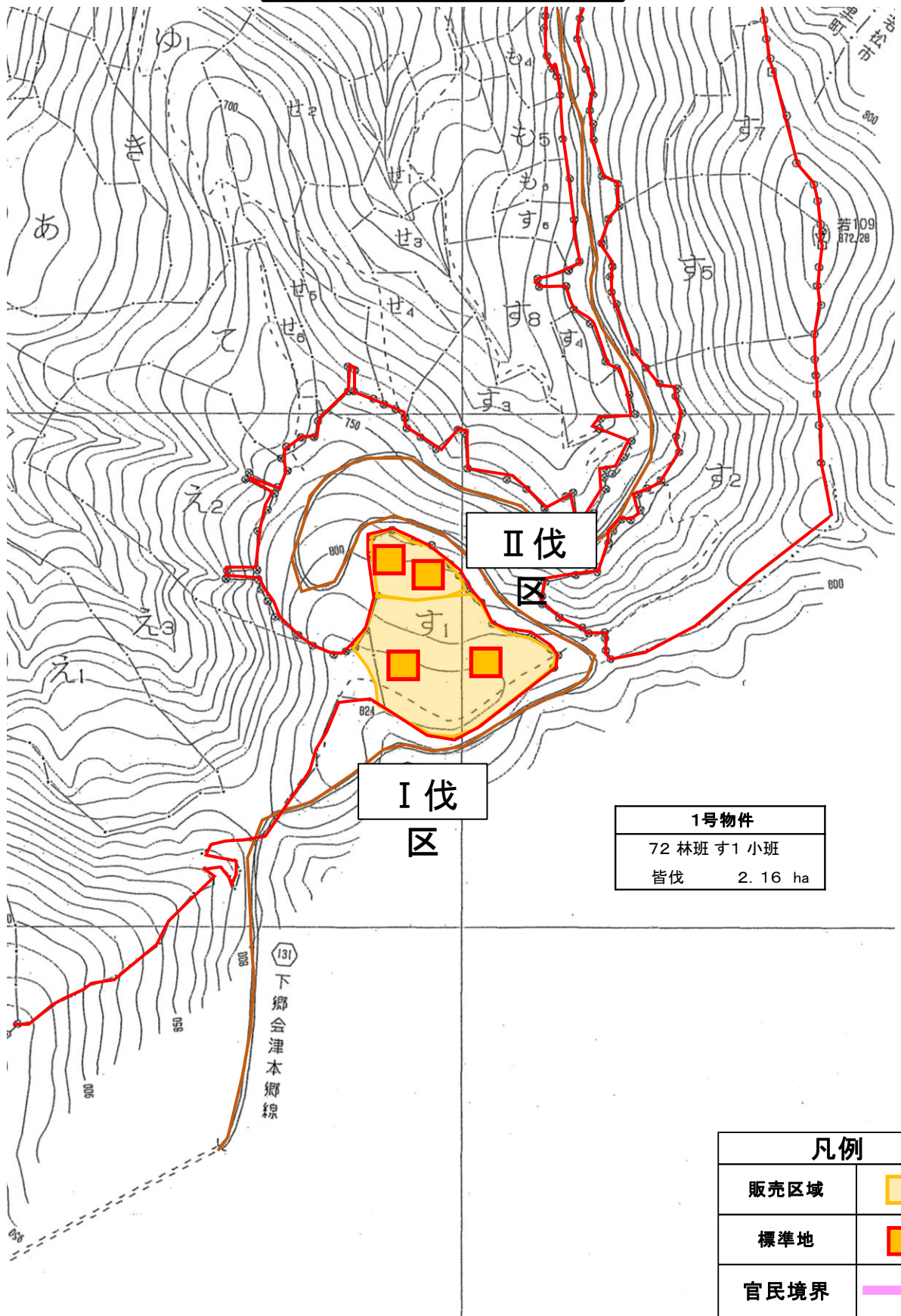


(72)
 さ 0.77
 め 1.19
 す 1.61
 す 1.61

1号物件	
72 林班 す1 小班	
皆伐	2.16 ha

ね 1.2
 ね 1.2

1号物件 詳細図



1号物件	
72 林班	す1 小班
皆伐	2.16 ha

凡例	
販売区域	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

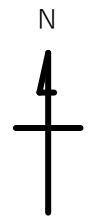
1:5,000

売払番号 1 号物件内訳書 (1-2)

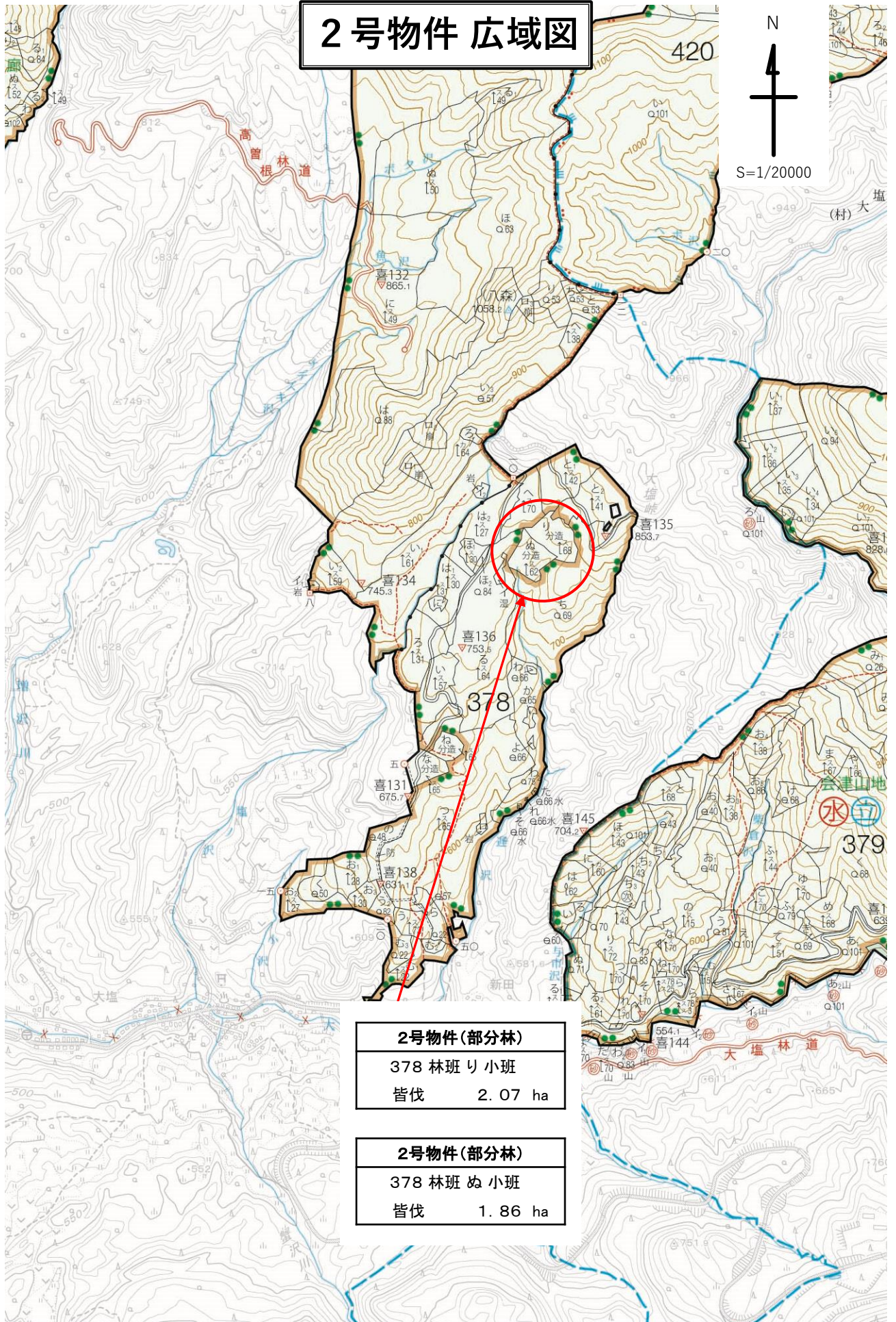
1 物件所在地 福島県大沼郡会津美里町氷玉字小西沢山国有林 72林班す1林小班(伐区1)					3 面積 1.73 ha					
2 伐採種 皆伐【標準地調査】					4 林令 約 69 年生					
					5 搬出期間 36 ヶ月					
					6 空間線量 0.08 μ Sv/h					
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
カラマツ	生立木	一般材	858	740.27	カラマツ					
N 計			858	740.27	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
一般材計			858	740.27	18	14	22	36	24	22
カラマツ	生立木	低質材	88	33.09	18	15	22	36	25	22
N 計			88	33.09	20	16	22	38	24	22
低質材	生立木	低質材	616	42.17	22	17	22	38	25	22
低質材計			704	75.26	22	18	22	40	24	44
					22	21	22	40	25	22
					24	18	22	42	24	22
					24	22	22	42	25	22
					26	18	22	42	26	22
					26	19	22	44	25	22
					26	20	22			
					26	23	22			
					28	21	22			
					28	22	22			
					28	24	22			
					30	21	22			
					30	22	44			
					30	23	44			
					32	22	22			
					32	23	66			
					34	23	44			
34	24	22								
36	23	22								
合計			1,562	815.53	計					858

入札筆記		入札枚数 (枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

2号物件 広域図



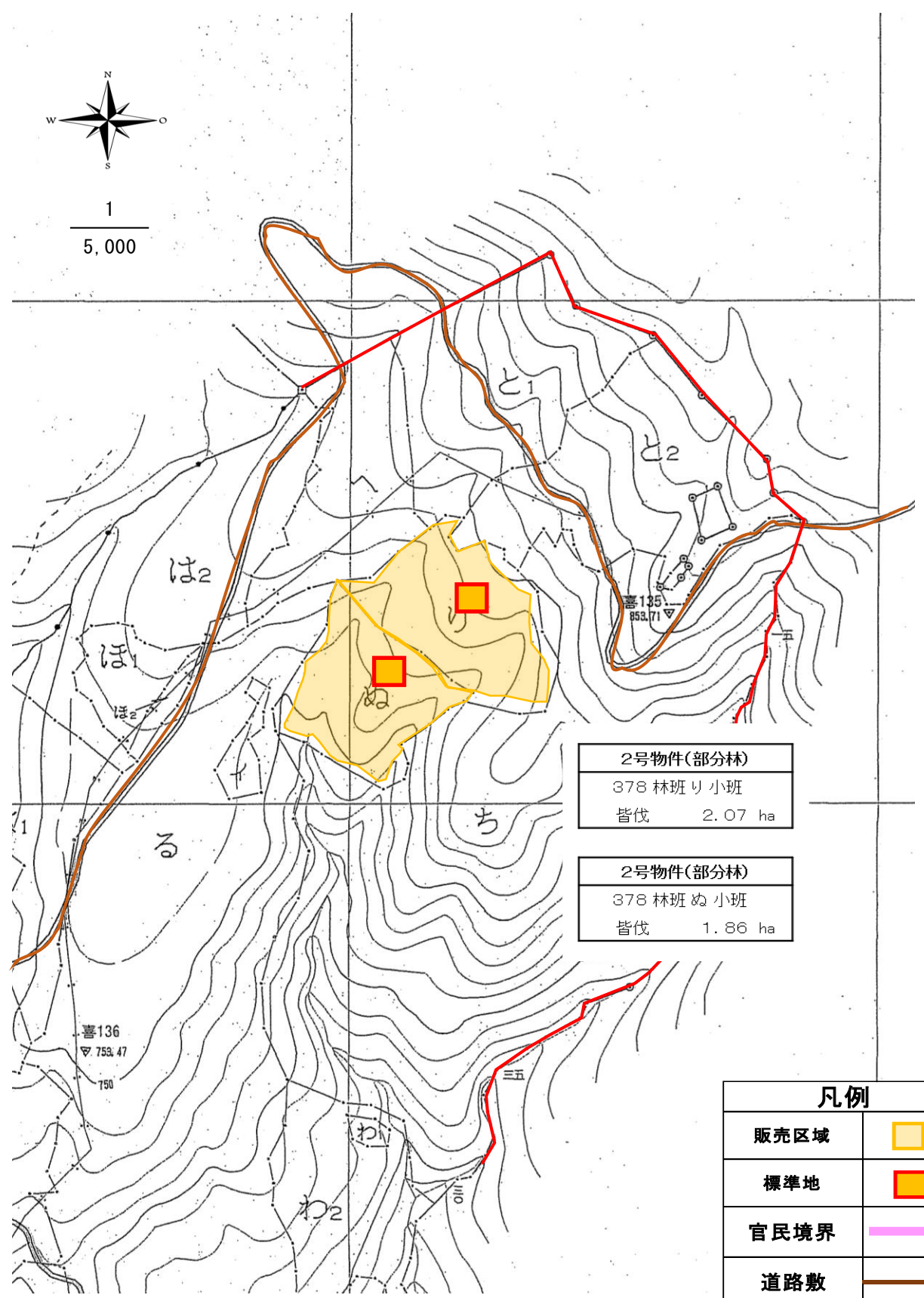
S=1/20000



2号物件(部分林)
378 林班り 小班
皆伐 2.07 ha

2号物件(部分林)
378 林班ぬ 小班
皆伐 1.86 ha

2号物件 詳細図



1
5,000

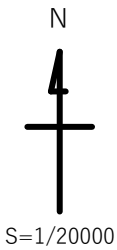
2号物件(部分林)	
378 林班リ 小班	
皆伐	2.07 ha

2号物件(部分林)	
378 林班ぬ 小班	
皆伐	1.86 ha

凡例	
販売区域	□
標準地	■
官民境界	—
道路敷	—
河川	—
沢	- - -

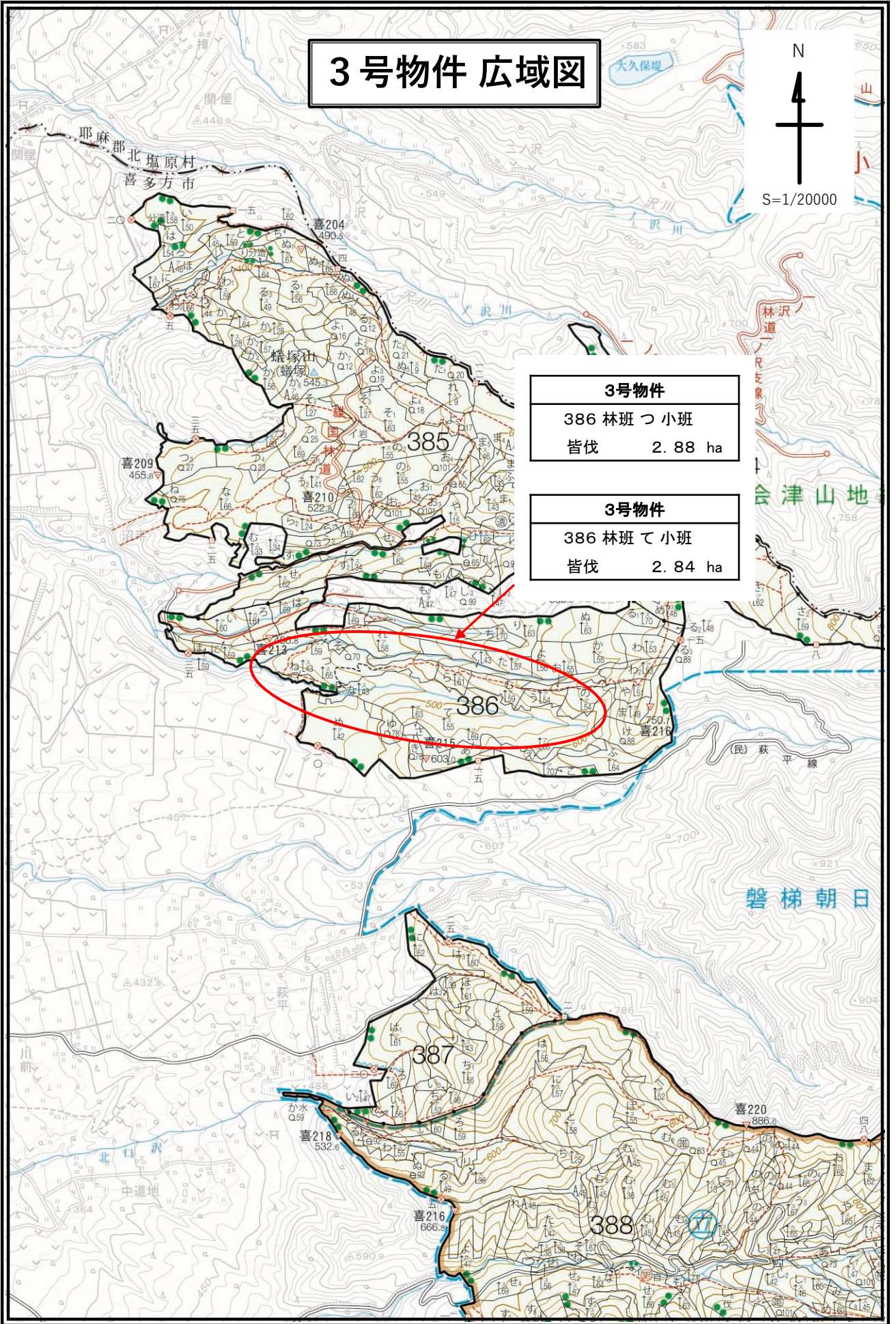
1:5,000

3号物件 広域図



3号物件
386 林班 つ 小班
皆伐 2.88 ha

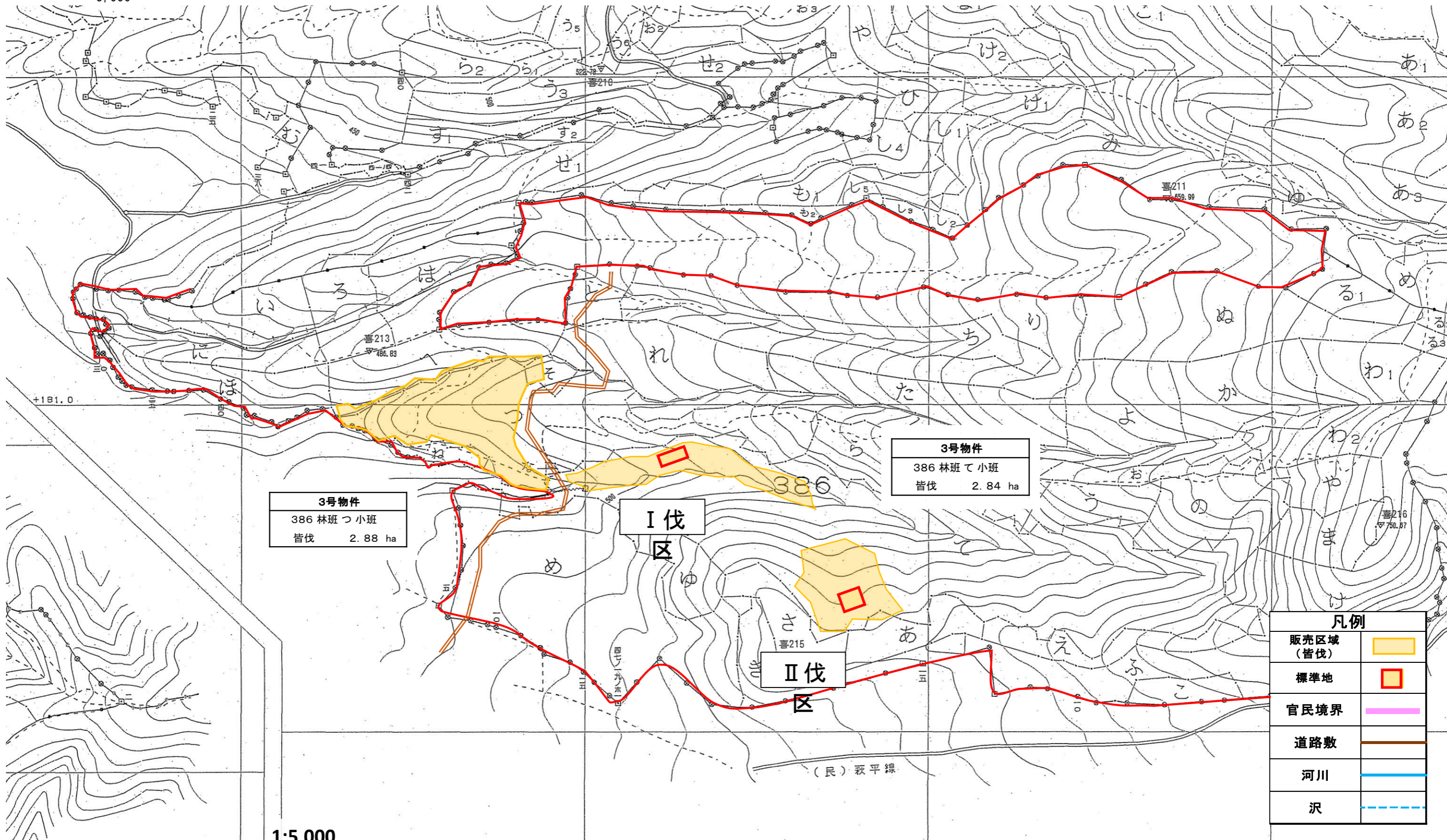
3号物件
386 林班 て 小班
皆伐 2.84 ha



3号物件 詳細図



1
5,000



3号物件
386 林班 つ 小班
皆伐 2.88 ha

3号物件
386 林班 て 小班
皆伐 2.84 ha

I 伐区

II 伐区

凡例	
販売区域 (皆伐)	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

1:5,000

(民) 萩平線

売払番号 3 号物件内訳書 (1-3)

1 物件所在地 福島県喜多方市熊倉町新合字光林国有林 386林班つ小班					3 面積	2.88 ha				
2 伐採種 皆伐					4 林令	約 71 年生				
					5 搬出期間	36 ヶ月				
					6 空間線量	0.10 μ Sv/h				
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	792	1,055.91	スギ					
スギ	被害木	一般材	24	52.72	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
カラマツ	生立木	一般材	312	206.68	16	16	1	64	25	1
アカマツ	生立木	一般材	254	218.16	18	17	10	64	26	1
N 計			1,382	1,533.47	20	18	19	64	27	1
クリ	生立木	一般材	2	1.28	22	20	38	68	29	1
ミズナラ	生立木	一般材	15	8.23	24	21	27			
コナラ	生立木	一般材	2	1.92	26	22	27			
L 計			19	11.43	28	22	45			
一般材計			1,401	1,544.90	30	23	41			
スギ	生立木	低質材	298	46.91	32	24	48			
カラマツ	生立木	低質材	59	17.19	34	24	55			
アカマツ	生立木	低質材	101	36.57	36	25	67			
N 計			458	100.67	38	25	57			
低質材L	生立木	低質材	698	147.30	40	26	65			
L 計			698	147.30	42	27	58			
低質材計			1,156	247.97	44	27	63			
					46	27	61			
					48	27	30			
					50	27	28			
					52	27	18			
					54	27	14			
					56	27	7			
					58	27	4			
					60	28	5			
合計			2,557	1,792.87	計					792

入札筆記		入札枚数 (枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

売払番号 3 号物件内訳書 (2-3)

1 物件所在地 福島県喜多方市熊倉町新合字光林国有林 386林班て小班(伐区1)					3 面積	1.56 ha				
2 伐採種 皆伐【標準地調査】					4 林令	約 62 年生				
					5 搬出期間	36 ヶ月				
					6 空間線量	0.10 μ Sv/h				
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	864	966.63	スギ					
スギ	被害木	一般材	40	73.42	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
アカマツ	生立木	一般材	10	15.29	14	14	10	34	24	21
N 計			914	1,055.34	16	16	10	34	25	10
一般材計			914	1,055.34	20	18	21	36	24	31
スギ	生立木	低質材	112	41.92	22	19	10	36	25	42
N 計			112	41.92	22	20	10	38	24	10
低質材L	生立木	低質材	141	46.18	22	21	10	38	25	21
L 計			141	46.18	24	20	10	38	26	10
低質材計			253	88.10	24	21	10	40	23	21
					24	22	10	40	25	31
					26	20	10	40	26	21
					26	22	52	40	27	10
					26	23	10	42	22	10
					28	21	10	42	24	31
					28	22	52	42	25	21
					28	23	21	42	26	10
					28	24	10	42	28	10
					30	22	10	44	25	42
					30	23	10	44	26	21
					30	24	21	44	27	10
					30	25	10	44	28	10
					32	23	31	46	24	10
					32	24	31	46	26	10
					32	25	21	46	27	21
合計			1,167	1,143.44	計					834

入札筆記		入札枚数 (枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

売払番号 3 号物件内訳書 (3-3)

1 物件所在地 福島県喜多方市熊倉町新合字光林国有林 386林班て小班(伐区2)					3 面積	1.28 ha								
2 伐採種 皆伐【標準地調査】					4 林令	約 62 年生								
					5 搬出期間	36 ヶ月								
					6 空間線量	0.10 μ Sv/h								
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳									
スギ	生立木	一般材	736	714.56	スギ									
スギ	被害木	一般材	64	113.60	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)				
N 計			800	828.16	20	15	32							
一般材計			800	828.16	24	17	64							
スギ	生立木	低質材	160	27.20	26	18	32							
N 計			160	27.20	26	20	32							
低質材L	生立木	低質材	96	3.20	28	19	32							
L 計			96	3.20	30	21	32							
低質材計			256	30.40	32	21	32							
					34	23	32							
					36	20	32							
					36	21	96							
					36	22	64							
					40	21	64							
					40	23	32							
					42	23	32							
					44	24	64							
					46	23	32							
					46	24	32							
合計			1,056	858.56	計					736				

入札筆記		入札枚数 (枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

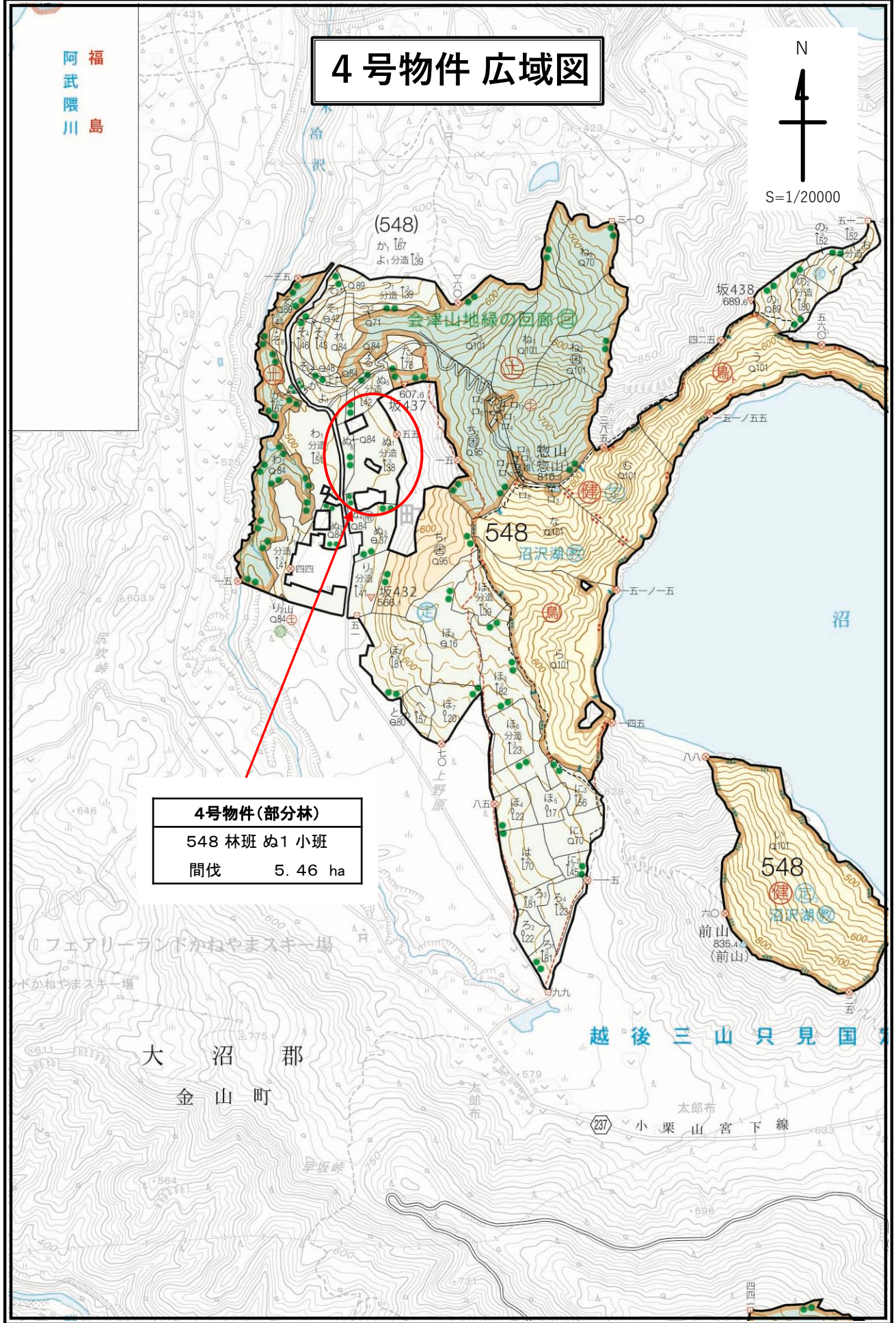
福
島
阿武隈川

4号物件 広域図



S=1/20000

4号物件(部分林)
548 林班 ぬ1 小班
間伐 5.46 ha



大沼郡
金山町

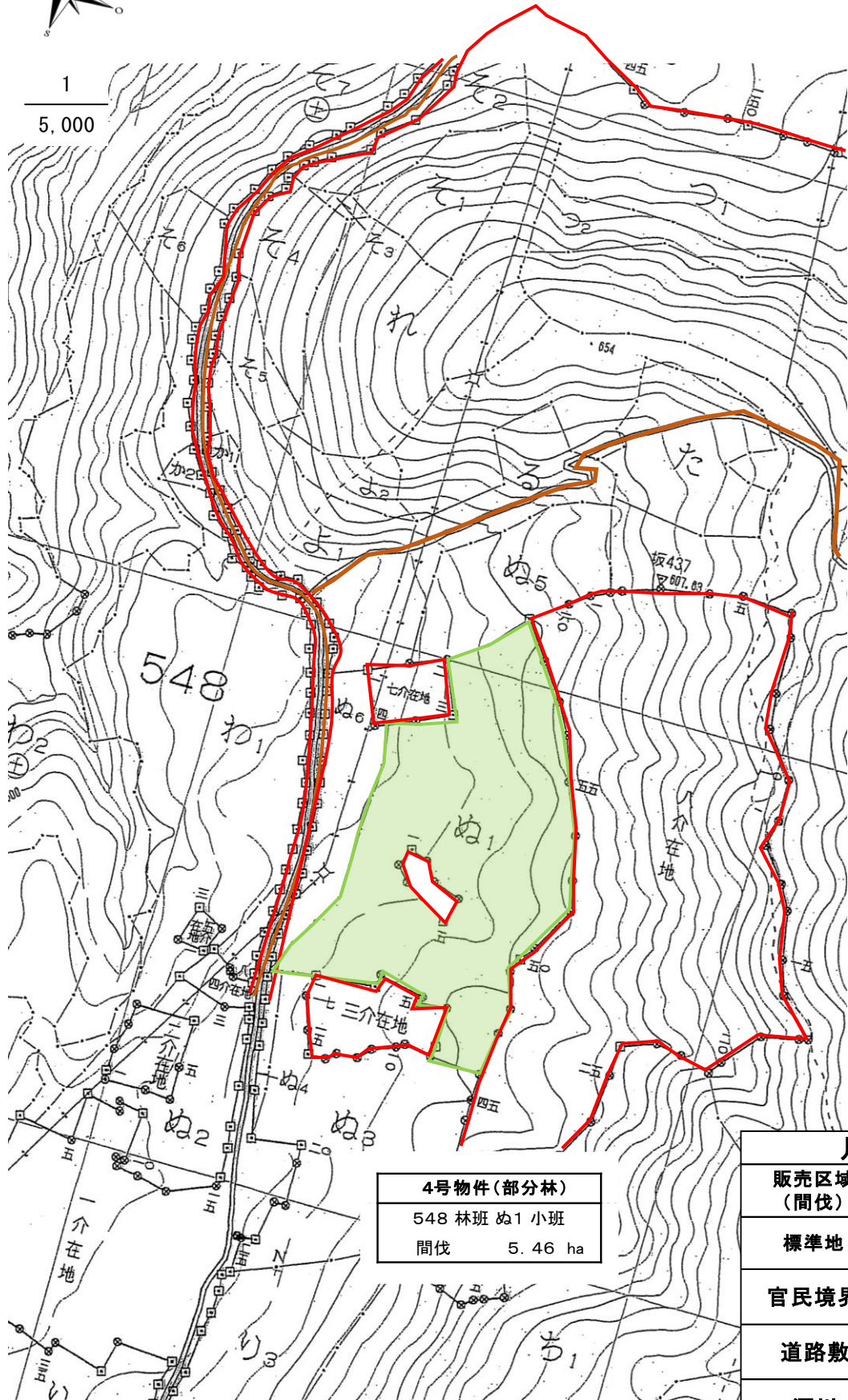
越後三山只見国

太郎布
小栗山宮下線

4号物件 詳細図



1
5,000



4号物件 (部分林)
548 林班 ぬ1 小班
間伐 5.46 ha

凡例	
販売区域 (間伐)	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

1:5,000

福
島
阿武隈川

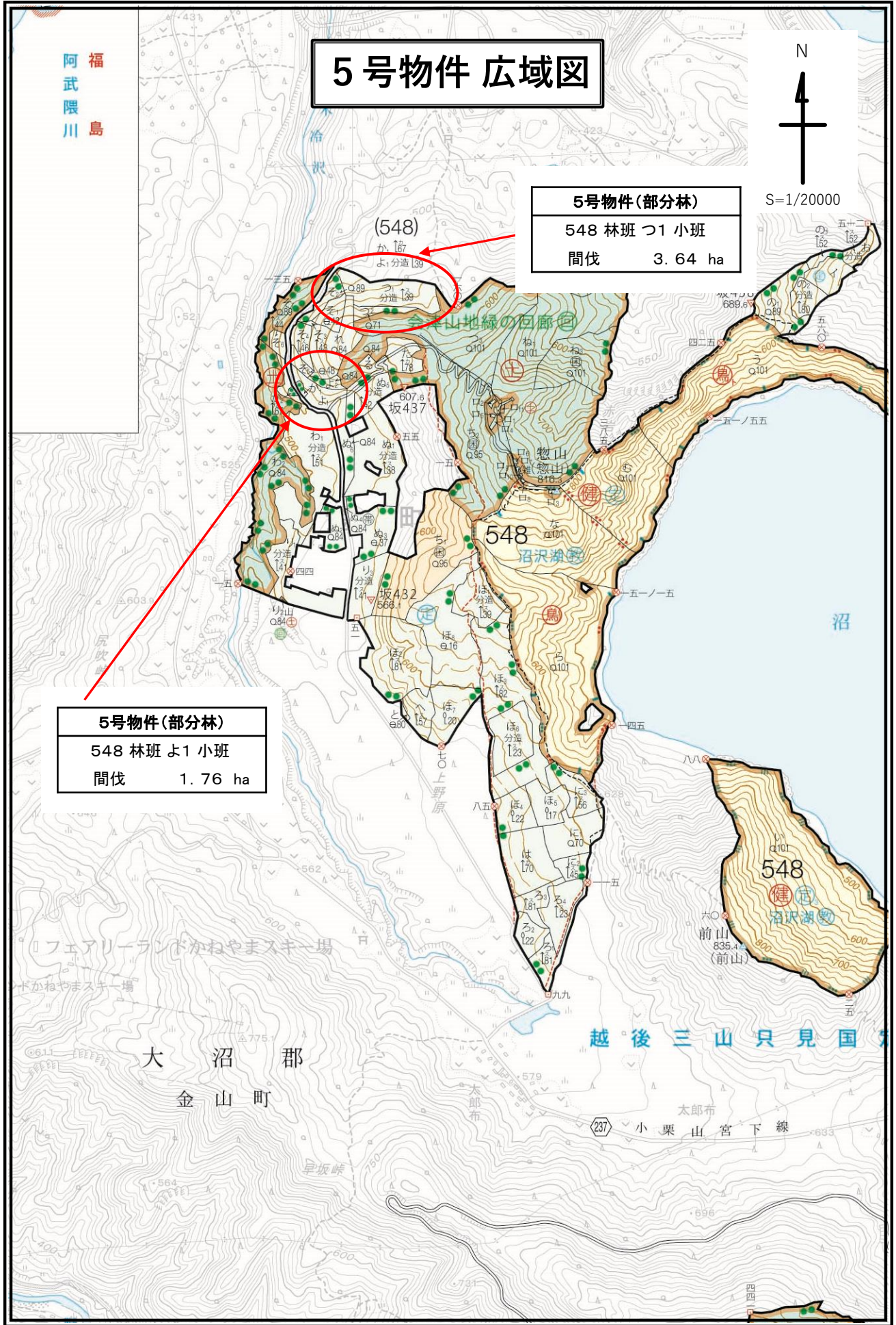
5号物件 広域図



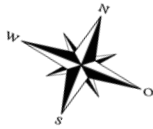
S=1/20000

5号物件(部分林)	
548 林班 つ1 小班	
間伐	3.64 ha

5号物件(部分林)	
548 林班 よ1 小班	
間伐	1.76 ha

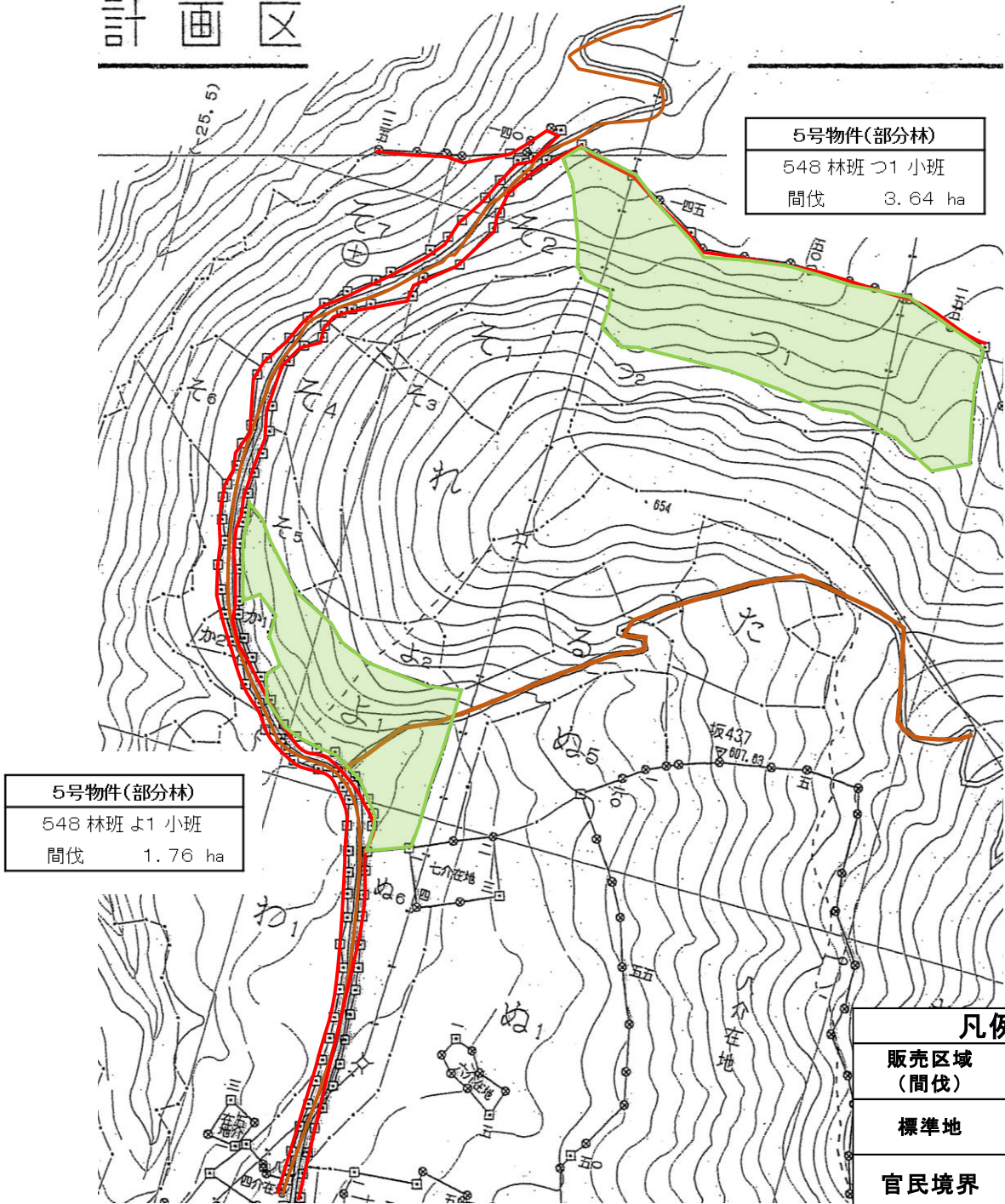


5号物件 詳細図



1
5,000

計 画 区



5号物件(部分林)
548 林班 つ1 小班
間伐 3.64 ha

5号物件(部分林)
548 林班 よ1 小班
間伐 1.76 ha

凡例	
販売区域 (間伐)	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

1:5,000

売払番号 5 号物件内訳書 (1-2)

1 物件所在地 【部分林】		3 面積		1.76 ha						
福島県大沼郡金山町大字水沼字惣山国有林		4 林令		約 45 年生						
548林班よ1小班		5 搬出期間		36 ヶ月						
2 伐採種 間伐		6 空間線量		0.06 μ Sv/h						
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	411	223.84	スギ					
スギ	被害木	一般材	35	31.75	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
N 計			446	255.59	16	14	1			
一般材計			446	255.59	18	16	18			
スギ	生立木	低質材	37	14.72	20	17	43			
N 計			37	14.72	22	18	67			
低質材計			37	14.72	24	19	62			
					26	20	59			
					28	21	58			
					30	22	45			
					32	22	24			
					34	23	12			
					36	23	14			
					38	23	3			
					40	18	1			
					40	22	1			
					42	22	1			
					44	23	1			
					52	24	1			
合 計			483	270.31	計					411

入札筆記		入札枚数 (枚)	
順位	氏名	金額	額
3			
2			
1			

売払番号 5 号物件内訳書 (2-2)

1 物件所在地 【部分林】		3 面積		3.64 ha											
福島県大沼郡金山町大字大栗山字上山口国有林		4 林令		約 45 年生											
548林班ツ1小班		5 搬出期間		36 ヶ月											
2 伐採種 間伐		6 空間線量		0.07 μ Sv/h											
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳										
スギ	生立木	一般材	415	289.21	スギ										
スギ	被害木	一般材	222	262.64	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)					
N 計			637	551.85	18	16	6								
一般材計			637	551.85	20	17	15								
スギ	生立木	低質材	39	23.60	22	17	19								
N 計			39	23.60	24	18	34								
低質材計			39	23.60	26	18	49								
					28	19	56								
					30	20	77								
					32	21	49								
					34	21	35								
					36	22	33								
					38	22	16								
					40	22	9								
					42	22	6								
					44	22	5								
					46	22	4								
					48	23	1								
					50	23	1								
					合 計					計					
								676	575.45						415

入札筆記		入札枚数 (枚)	
順位	氏名	金額	額
3			
2			
1			

福
島
阿武隈川

6号物件 広域図



S=1/20000

6号物件
548 林班 そ3 小班
間伐 0.08 ha

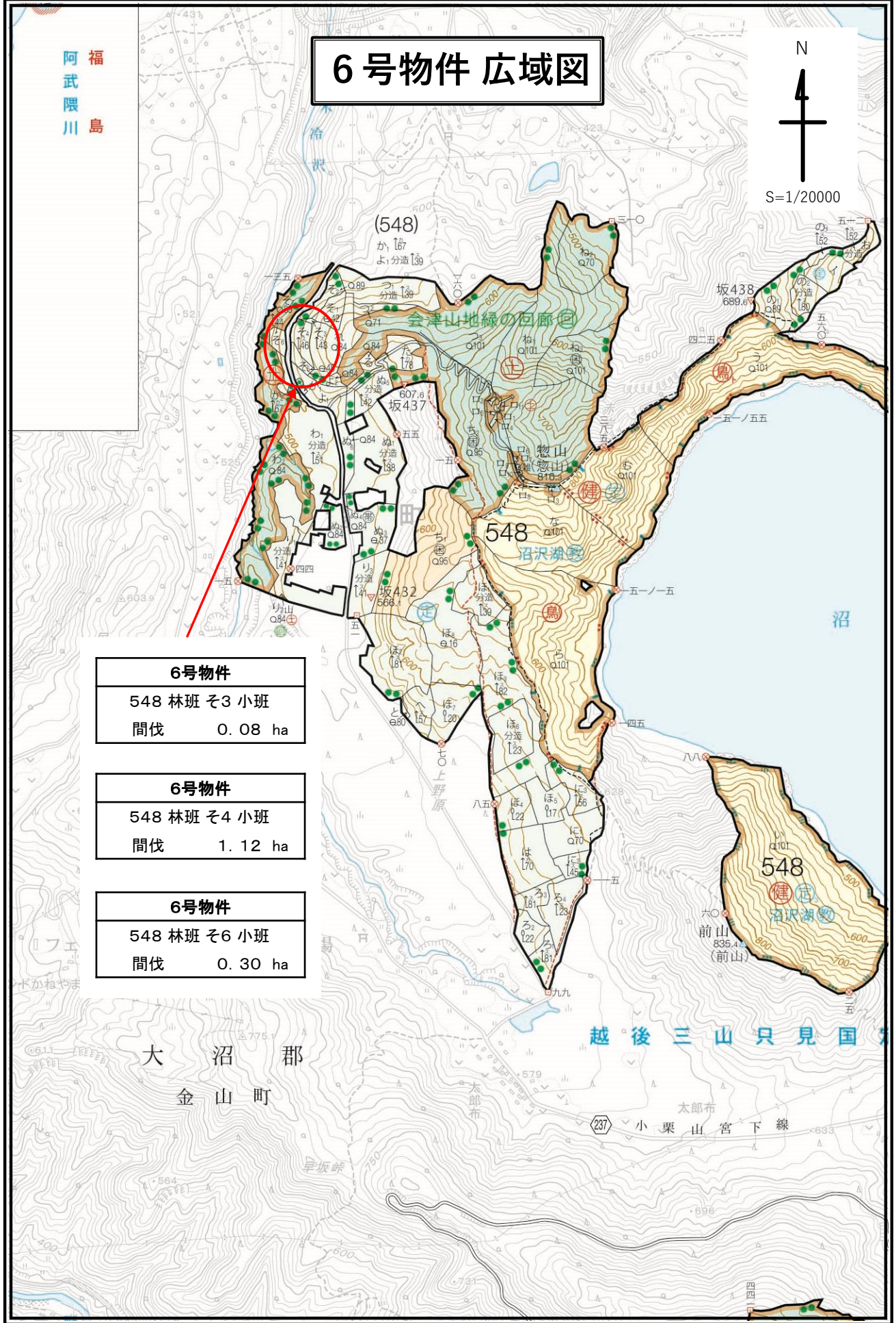
6号物件
548 林班 そ4 小班
間伐 1.12 ha

6号物件
548 林班 そ6 小班
間伐 0.30 ha

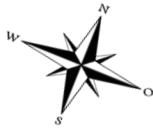
大 沼 郡
金 山 町

越 後 三 山 只 見 国 野

太郎布
小 栗 山 宮 下 線

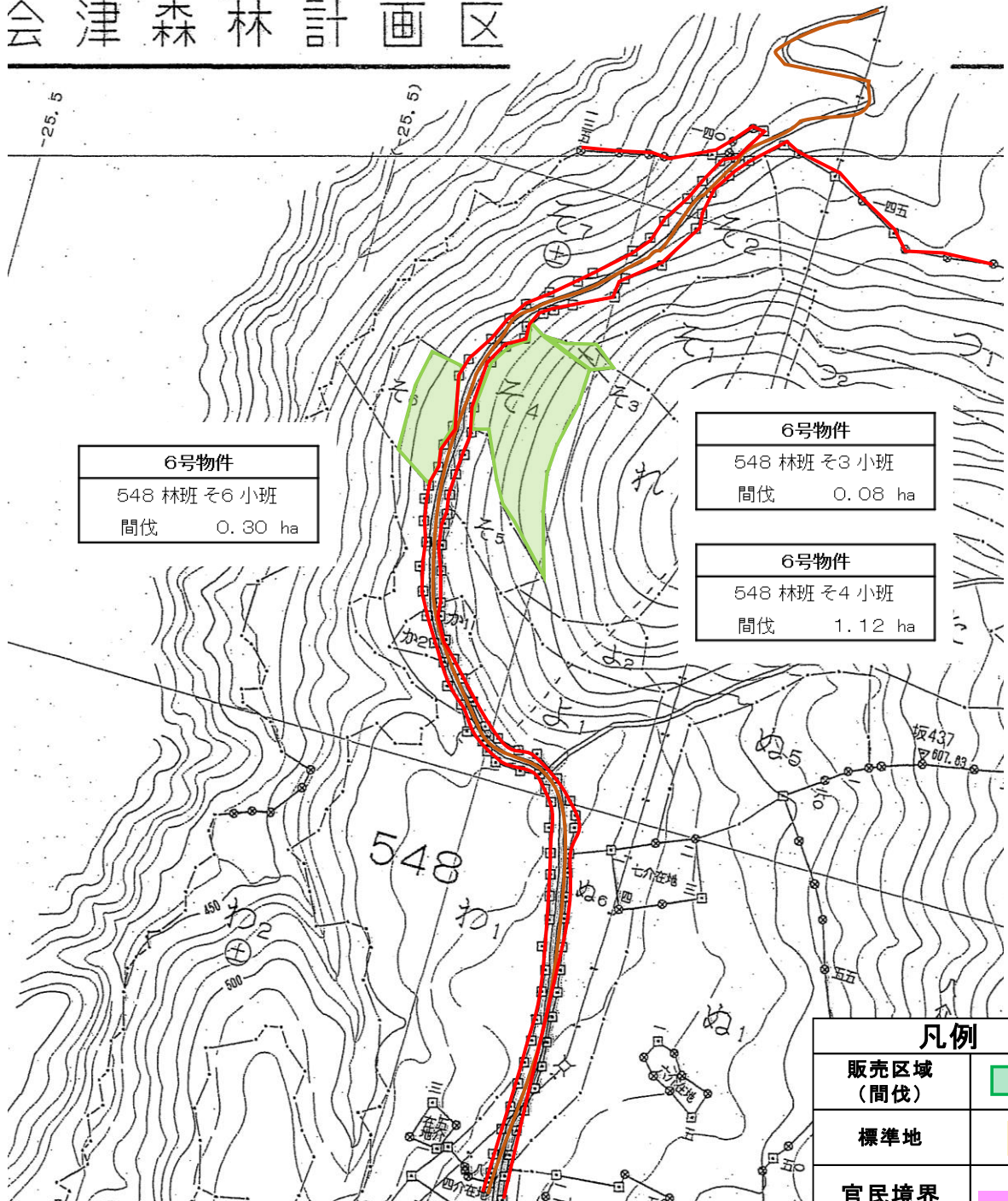


6号物件 詳細図



1
5,000

会津森林計画区



6号物件
548 林班 そ6 小班
間伐 0.30 ha

6号物件
548 林班 そ3 小班
間伐 0.08 ha

6号物件
548 林班 そ4 小班
間伐 1.12 ha

凡例	
販売区域 (間伐)	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

1:5,000

売払番号 6 号物件内訳書 (1-3)

1 物件所在地 福島県大沼郡金山町大字大栗山字上山口国有林 548林班そ3小班				3 面積 0.08 ha						
				4 林令 約 49 年生						
				5 搬出期間 36 ヶ月						
2 伐採種 間伐				6 空間線量 0.08 μ Sv/h						
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	13	4.73	スギ					
スギ	被害木	一般材	9	4.02	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
N 計			22	8.75	22	14	1			
一般材計			22	8.75	22	15	2			
スギ	生立木	低質材	1	0.13	24	14	2			
N 計			1	0.13	24	16	2			
低質材計			1	0.13	24	17	1			
					24	18	1			
					26	16	1			
					26	17	1			
					26	18	1			
					28	17	1			
合計			23	8.88	計					13

入札筆記		入札枚数 (枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

売払番号 6 号物件内訳書 (3-3)

1 物件所在地 福島県大沼郡金山町大字大栗山字上山口国有林 548林班そ6小班				3 面積 0.30 ha						
				4 林令 約 50 年生						
				5 搬出期間 36 ヶ月						
2 伐採種 間伐				6 空間線量 0.06 μ Sv/h						
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
スギ	生立木	一般材	33	21.30	スギ					
スギ	被害木	一般材	15	11.63	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
N 計			48	32.93	20	15	1			
一般材計			48	32.93	22	15	1			
スギ	生立木	低質材	1	0.35	24	16	1			
N 計			1	0.35	26	17	6			
低質材計			1	0.35	28	17	7			
					30	18	3			
					32	19	5			
					34	20	2			
					36	20	3			
					38	20	2			
					42	21	2			
合計			49	33.28	計					33

入札筆記		入札枚数 (枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

7号物件 広域図



S=1/20000

7号物件(官行造林)

5 林班 い 小班

皆伐 12.79 ha

7号物件(官行造林)

5 林班 に 小班

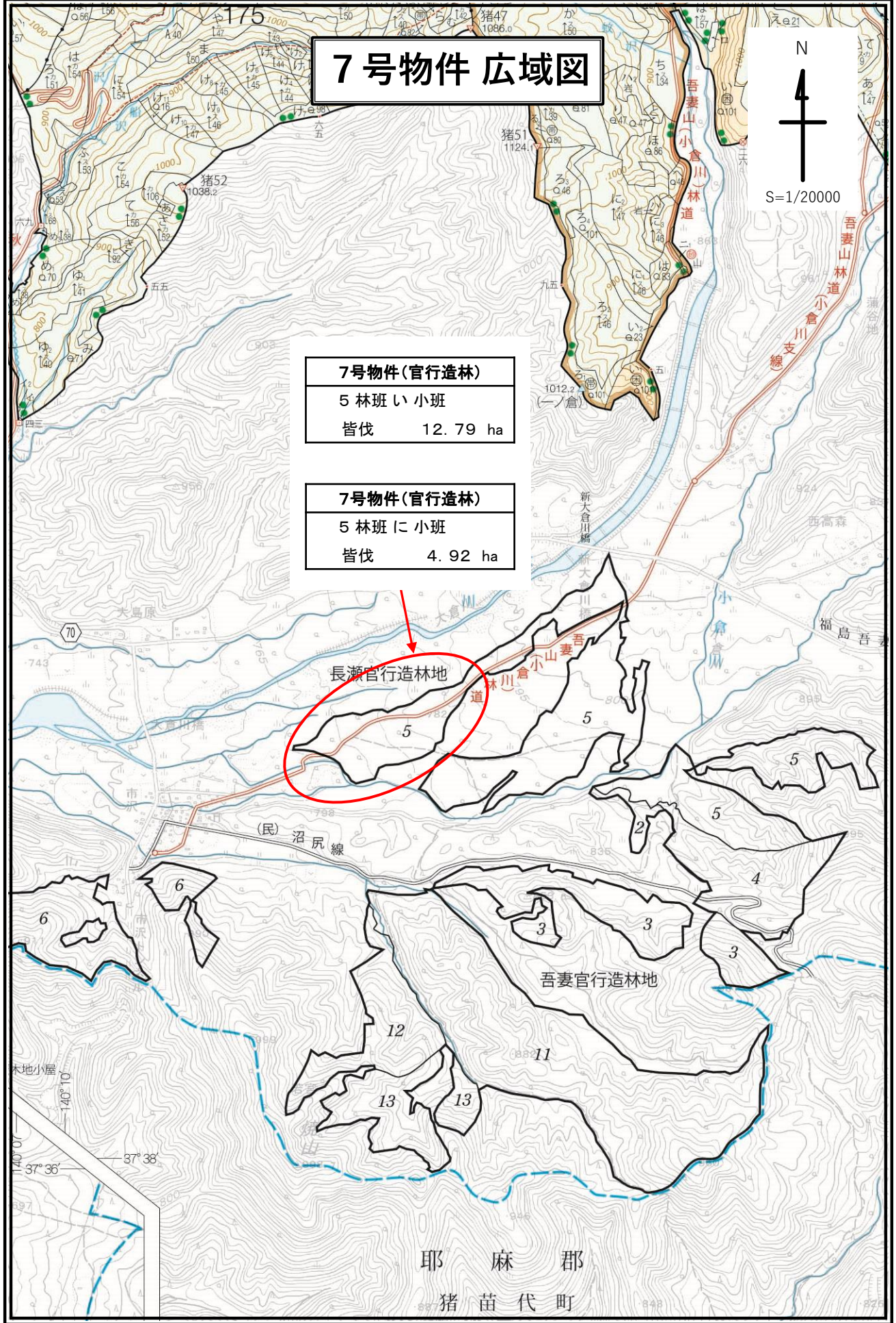
皆伐 4.92 ha

長瀬官行造林地

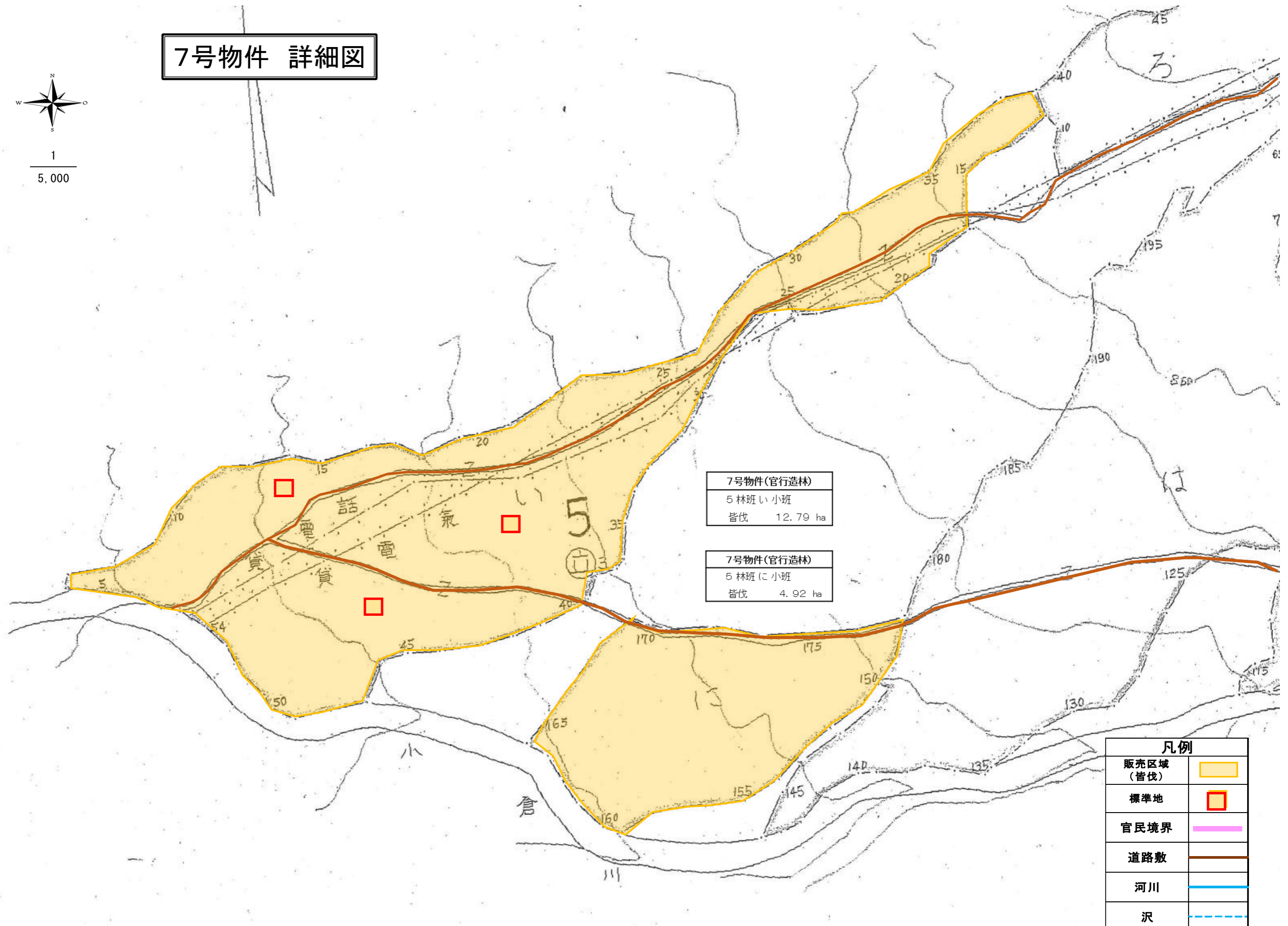
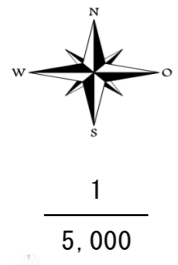
吾妻官行造林地

耶 麻 郡

猪 苗 代 町



7号物件 詳細図



7号物件(官行造林)
 5 林班い小班
 皆伐 12.79 ha

7号物件(官行造林)
 5 林班に小班
 皆伐 4.92 ha

凡例	
販売区域 (皆伐)	
標準地	
官民境界	
道路敷	
河川	
沢	

売払番号 7 号物件内訳書 (1-2)

1 物件所在地 【官行造林】					3 面積	12.79 ha				
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山					4 林令	約 67 年生				
長瀬官行造林5林班い小班					5 搬出期間	36 ヶ月				
2 伐採種 皆伐【標準地調査】					6 空間線量	0.10 μ Sv/h				
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
カラマツ	生立木	一般材	6,800	6,511.71	カラマツ					
N 計			6,800	6,511.71	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
一般材計			6,800	6,511.71	20	19	280			
カラマツ	生立木	低質材	240	151.08	22	20	240			
N 計			240	151.08	24	21	400			
低質材L	生立木	低質材	4,159	363.33	26	22	760			
L 計			4,159	363.33	28	22	680			
低質材計			4,399	514.41	30	23	840			
					32	23	680			
					34	24	800			
					36	24	640			
					38	25	400			
					40	26	560			
					42	26	200			
					44	27	200			
					46	28	80			
					48	30	40			
合 計			11,199	7,026.12	計				6,800	

入札筆記		入札枚数 (枚)
順位	氏名	金額
3		
2		
1		

売払番号 7 号物件内訳書 (2-2)

1 物件所在地 【官行造林】					3 面積	4.92 ha				
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山					4 林令	約 67 年生				
長瀬官行造林5林班に小班					5 搬出期間	36 ヶ月				
2 伐採種 皆伐【標準地調査】					6 空間線量	0.10 μ Sv/h				
樹種	種別	類別	本数(本)	材積(m ³)	主要樹種一般用材径級別内訳					
カラマツ	生立木	一般材	2,617	2,504.91	カラマツ					
N 計			2,617	2,504.91	径級(cm)	樹高	本数(本)	径級(cm)	樹高	本数(本)
一般材計			2,617	2,504.91	20	19	108			
カラマツ	生立木	低質材	91	58.13	22	20	92			
N 計			91	58.13	24	21	154			
低質材L	生立木	低質材	1,596	139.76	26	22	292			
L 計			1,596	139.76	28	22	261			
低質材計			1,687	197.89	30	23	324			
					32	23	262			
					34	24	308			
					36	24	247			
					38	25	154			
					40	26	216			
					42	26	77			
					44	27	77			
					46	28	30			
					48	30	15			
合 計			4,304	2,702.80	計				2,617	

入札筆記		入札枚数 (枚)	
順位	氏名	金額	額
3			
2			
1			